

徳島県個人情報保護審査会答申第51号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年10月7日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が平成〇年〇月〇日に男女参画・人権課に相談したことについて同課がどのように対応したかわかる文章」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月18日、実施機関は、請求に係る公文書を作成しておらず、保有個人情報が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年11月1日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月3日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の趣旨等

速やかな開示を求める。

男女参画・人権課に人権さべつの相談にいききとりした文章があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

男女参画・人権課では、人権問題に関する県民意識の啓発や県の人権教育・啓発に関する基本計画の推進、人権啓発及び同和問題の解決に向けての企画や調整をする事

務を行っている。

男女参画・人権課に、県民から人権侵害についての相談があった場合の基本的な対応としては、人権擁護機関である法務省（地方法務局・支局）が、「人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）」に基づき、原則、本人からの申告により、身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っているため、徳島地方法務局の窓口相談や電話相談を案内しているところである。また、相談窓口を案内した経緯を記録に残すようなことはしていない。

本件請求に係る相談（以下「本件相談」という。）とは、平成〇年〇月〇日、審査請求人が男女参画・人権課を訪れ、同年〇月〇日の〇〇〇での職員（以下「当該職員」という。）の審査請求人に対する発言（「〇〇〇と言われたこと」）について、人権侵害ではないかと申し出たものである。

なお、審査請求人は、男女参画・人権課を訪れる前に、人事課にも対応を依頼してきたとのことであった。

そこで、本件相談について、徳島地方法務局を案内する一方、本件については、県職員に関する事案であり、審査請求人から人事課にも対応を依頼していること及び当該職員の上司に対し、男女参画・人権課から事案の伝達を行うよう審査請求人から依頼されたことから、聞き取った内容を〇〇〇に伝達し、対応の依頼をしたところである。なお、電話により伝達等を行ったため、男女参画・人権課において文書は作成していない。

以上により、本件請求に関しての個人情報保有していないため、条例第15条第2号の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「私が平成〇年〇月〇日に男女参画・人権課に相談したことについて同課がどのように対応したかわかる文章」であり、審査請求人が、平成〇年〇月〇日に男女参画・人権課に相談した当該職員の事案に関して、同課がどのように対応したかを記録した文書であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

ア 実施機関の説明によると、男女参画・人権課に人権侵害についての相談があった場合の基本的な対応としては、人権擁護機関である法務省（徳島地方法務局）の窓口相談や電話相談を受けることを案内しているとのことである。本件相談に

ついても、男女参画・人権課は、徳島地方法務局の相談窓口等を案内したが、本件については、県職員に関する事案であり、審査請求人から人事課にも対応を依頼していること及び当該職員の上司に対し、男女参画・人権課から事案の伝達を行うよう審査請求人から依頼されたことから、聞き取った内容を〇〇〇へ伝達したものであり、伝達は電話により行ったため、文書は作成していないとのことである。

イ 男女参画・人権課においては、人権侵害等に関する問い合わせに対しては、徳島地方法務局等の相談窓口を案内することとしており、通常、そのような案内のみの対応の経緯を記録に残していないとのことから、審査請求人に関する相談の記録が作成されていないことについて、特段、不自然な点はない。

ウ また、実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応に関する記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。よって、審査請求人の依頼を受け、内容の伝達等の対応をしたことについて、実施機関が文書を作成していないことに、不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 3日	諮 問
3月21日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議 (第89回審査会)
5月24日	審 議 (第90回審査会)
6月28日	審 議 (第91回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者